

令和6年度第1回

第126回札幌市都市計画審議会

議 事 録

令和6年5月14日（火）午後1時開会
札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

札幌市まちづくり政策局

もくじ

1	開会	1
2	挨拶	1
3	委員及び事務局の紹介	1
4	会長の選出	3
5	職務代理者の指名	4
6	議事録署名人の指名	4
7	議事	4
	◎（仮称）厚別南・青葉地区義務教育学校関連について	4
	◎都心における開発誘導方針の変更について	5
	◎都市計画マスタープラン等見直し検討部会について	17
8	閉会	31

第126回（令和6年度第1回）札幌市都市計画審議会

1 日 時 令和6年5月14日（火）午後1時～午後3時57分

2 場 所 札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

3 出席者

委員：岸本 太樹会長をはじめ21名（巻末参照）

札幌市：都市計画担当局長 宮崎 貴雄
都心まちづくり推進室長 稲垣 幸直
都市計画部長 長谷川 豊
事業推進担当部長 須志田 健
総合交通計画部長 小林 伸樹
経済戦略推進部長 奥村 彰大
学校支援担当部長 池田 秀利
都市計画課長 村瀬 尚久
地域計画課長 永井 雅規
学びのプロジェクト担当課長 田中 裕樹

4 議 事

【事前説明案件】

（市決定）

議 案 第1号 札幌圏都市計画道路の変更【月寒・上野幌通】

議 案 第2号 札幌圏都市計画学校の変更【新札幌わかば小学校、青葉中学校、
（仮称）厚別南・青葉地区義務教育学校】

【報告案件】

議 案 第1号 都心における開発誘導方針の変更について

議 案 第2号 都市計画マスタープラン等見直し検討部会について

第126回 札幌市都市計画審議会 案件一覧

【事前説明案件】

(市決定)

事前説明 第1号 札幌圏都市計画道路の変更【月寒・上野幌通】

事前説明 第2号 札幌圏都市計画学校の変更【新札幌わかば小学校、青葉中学校、(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校】

【報告案件】

報 告 第1号 都心における開発誘導方針の変更について

報 告 第2号 都市計画マスタープラン等見直し検討部会について

案件グループ分け

【事前説明案件】

順番等	案件概要		
	地区、施設等 名称	都市計画決定・変更の種別	番号
①	(仮称) 厚別南・青葉地区義務教育学校関連	札幌圏都市計画道路の変更 札幌圏都市計画学校の変更	事前説明第1号 事前説明第2号

【報告案件】

順番等	案件概要	
	名称	番号
①	都心における開発誘導方針の変更について	報告第1号
②	都市計画マスタープラン等見直し検討部会について	報告第2号

1. 開 会

●事務局（村瀬都市計画課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員24名のうち21名の方がおそろいでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年度の第1回目となります第126回札幌市都市計画審議会を開催いたします。

私は、札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課長の村瀬でございます。どうぞよろしくお願いたします。

最初に、委員の皆様にお知らせがございます。

本市では、今月10日から、ノーネクタイ、軽装などのエコスタイルでの勤務を実施しております。今回の審議会において、本市の職員は、このエコスタイルで審議会に出席している者もおりますことをご了承願いたいと思います。

それでは、委員改選後、初めての審議会ですので、開催にあたりまして、都市計画担当局長の宮崎からご挨拶を申し上げます。

2. 挨拶

●宮崎都市計画担当局長 皆様、いつも大変お世話になっております。都市計画担当局長の宮崎でございます。

委員改選後、最初の都市計画審議会ということで、一言、ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、委員のご就任を引き受けていただきまして、また、本日もご参加をくださいまして、本当にありがとうございます。

この審議会は、都市計画法に基づき設置されるものでございますが、札幌市の将来像を踏まえ、都市計画を定めるという重要なものでございます。

都市計画というのは広域的または総合的な見地から定めるものでございますが、一方で、定めた都市計画が市民の皆様の個人の権利や利害に関わるものでもございます。そうしたことから、この審議会でご審議をいただきますことが都市計画を定める手続において非常に重要な役割を持つものであると考えております。

委員の皆様には、それぞれのご専門や市民のご視点から、様々なご意見をいただきますことをお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

3. 委員及び事務局の紹介

●事務局（村瀬都市計画課長） 次に、委員の皆様をご紹介します。

お名前を読み上げますので、ご着席のまま、ご一礼をいただければと思います。

なお、お座席につきましては、分野ごと、お名前の五十音順にてお座りいただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、学識経験者として委嘱されました9名の方々をご紹介します。

石嶋委員です。

岸邦員です。

岸本委員です。

佐藤委員です。

福田委員です。

渡部委員です。

なお、池田委員、大島委員、渡邊克仁委員につきましては、本日、欠席する旨のご連絡をいただいております。

続きまして、札幌市議会議員として委嘱されました6名の方々をご紹介します。

荒井委員です。

かんの委員です。

北村委員です。

長屋委員です。

伴委員です。

わたなべ泰行委員です。

次に、関係行政機関の職員につき委嘱されました3名の方々をご紹介します。

北海道開発局開発監理部次長の遠藤委員です。本日は、代理人として開発監理部開発調整課上席専門官の角谷様ご出席です。

北海道建設部まちづくり局長の中尾委員です。本日は、代理人として都市計画課長の権澤様ご出席です。

北海道警察本部交通部長の和島委員です。本日は、代理人として交通規制課課長補佐の葛西様ご出席です。

次に、市民委員として委嘱されました6名の方々をご紹介します。

阿部委員です。

欠委員です。

森田委員です。

山田委員です。

横田委員です。

能瀬委員です。

以上24名の皆様でご審議をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の審議会に出席している本市職員ですが、各議案に関連する部局としまして、まちづくり政策局都心まちづくり推進室、都市計画部、事業推進担当部、総合交通計画部、経済観光局経済戦略推進部、教育委員会学校支援担当部から関係職員が出席しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

議案書、パワーポイント資料につきましては事前に送付させていただいておりますが、本日も都合によりお持ちになられていない委員がいらっしゃいましたら、お知らせ願います。

本日、各委員のお席には、配付資料1として会議次第、配付資料2として案件一覧、配付資料3として両面印刷の委員名簿と座席表、配付資料4として両面印刷の札幌市都市計画審議会条例がございます。

不足などはありませんでしょうか。

4. 会長の選出

●事務局（村瀬都市計画課長） それでは次に、会議次第の4に移らせていただきます。

委員の改選によりまして、新たに会長を選出する必要がございます。

会長の選出方法については、お手元の都市計画審議会条例第6条第1項にございますように、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定めとなっております。

選挙の候補者の立て方としましては立候補あるいは推薦がございますが、皆様、ご意見はございませんでしょうか。

（「事務局に一任する」と発言する者あり）

●事務局（村瀬都市計画課長） ただいま事務局に一任するというご意見が出されました。皆様のご了解がいただければ、事務局から会長候補をご提案させていただいた上でお諮りしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

●事務局（村瀬都市計画課長） それでは、会長候補をご提案させていただきます。

新会長には、前回、会長をお願いしておりました岸本委員をお願いしたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

●事務局（村瀬都市計画課長） それでは、皆様からご承認をいただきましたので、当審議会の会長に岸本委員を選出することといたします。

岸本委員は会長席にお移りください。

〔会長は所定の席に着く〕

●事務局（村瀬都市計画課長） ここで、傍聴席と報道席にいらっしゃいます皆様にご連絡がございます。

場内の撮影につきましては、議事に入りました後はご遠慮いただきますよう、お願いいたします。これからの予定といたしましては、会長による職務代理者の指名と議事録署名人の指名がありました後に議事に入る予定となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては岸本会長をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

5. 職務代理者の指名

●岸本会長 当審議会の会長を今期も務めさせていただくことになりました岸本太樹と申します。

要点を明確にした迅速な審議をしていただけるように最大限努力いたしますので、よろしくお願いいたします申し上げます。

では、早速ですが、会議次第の5の会長の職務代理者の指名に移ります。

札幌市都市計画審議会条例第6条第3項に、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理すると規定されております。したがって、私から職務代理者を指名させていただきます。

職務代理者には岸委員を指名させていただきたいと思っております。

岸委員、ご了承をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●岸本会長 よろしくよろしくお願いいたします。

6. 議事録署名人の指名

●岸本会長 では、次に、今回の議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は2名で、1名は学識経験者の回り番、もう1名は市議会議員と市民委員が交代で行い、それぞれの回り番でお願いしております。

今回は、岸委員と長屋委員にお願いいたします。

7. 議 事

●岸本会長 それでは、議事に入っていきます。

初めに、確認事項でございます。

当審議会における採決ですが、札幌市都市計画審議会条例第7条第4項でございますように、出席委員の過半数をもって決しており、その確認は賛成の方の挙手により行っております。ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

なお、本日は事前説明案件と報告案件のみのため、採決はございません。

さて、本日は、事前説明案件2件、報告案件2件について審議いたします。

審議の進め方ですが、お配りしております配付資料2の案件グループ分けにありますように、案件ごとにご説明をいただく形で進めたいと思っております。

なお、説明やご発言に当たっては、要点を明確に、かつ、簡潔に行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

◎ (仮称) 厚別南・青葉地区義務教育学校関連について

●岸本会長 それでは最初に、事前説明第1号と第2号の（仮称）厚別南・青葉地区義務教育学校関連から始めたいと思います。

準備ができましたら、担当部局からご説明をお願いいたします。

●池田学校支援担当部長 私から、事前説明案件グループ①の（仮称）厚別南・青葉地区義務教育学校関連についてご説明を申し上げます。

説明事項といたしましては、地区の概要、義務教育学校の設置、都市計画変更の内容、住民説明会、今後のスケジュールとなっております。

それでは、初めに、地区の概要についてご説明を申し上げます。

（仮称）厚別南・青葉地区義務教育学校は、JR札幌駅から南東へ約12kmのところを整備する予定でございます。

こちらが学校周辺の空中写真です。

新札幌わかば小学校と青葉中学校は、赤色の丸が示す場所に位置しております。

JR上野幌駅から直線距離で約1kmのところ position してありまして、都市計画道路の月寒・上野幌通、青葉平岡通、厚別青葉通に隣接しております。

現在の都市計画決定状況についてです。

都市計画学校に関しては、緑色の線でお示ししております新札幌わかば小学校が令和2年、上の青色の線でお示ししております青葉中学校が昭和55年に都市計画決定が行われております。

都市計画道路に関しては、これら小学校と中学校の間に位置する月寒・上野幌通が昭和49年に都市計画決定が行われており、現在は自転車歩行者専用道路として利用されております。

次に、札幌市におきます義務教育学校の設置についてです。

平成18年の教育基本法改正、平成19年の学校教育法改正により、小学校、中学校の連携の強化、義務教育9年間を通じた系統性、連続性に配慮した取組が求められることとなりました。義務教育学校は、小学校段階と中学校段階の9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類として平成28年度に制度化されました。

小中一貫教育の中核となりますのは、義務教育9年間を見通し、系統性、連続性を確保した教育課程を編成、実施することにあります。こうした動きを踏まえまして、札幌市でも令和2年に札幌市小中一貫した教育基本方針、令和3年に札幌市における義務教育学校の設置方針を策定してきたところでございます。

札幌市における義務教育学校の設置方針では、通学区域がおおむね小中同一校区で、小中一体の校舎である、または、小中一体の校舎整備を行う場合は義務教育学校として設置すると規定しております。

このたびの厚別南・青葉地区におきましては、新札幌わかば小学校と青葉中学校の校区がおおむね一致しておりますことから、小中一体の義務教育学校を整備することとしたも

のでございます。

（仮称）厚別南・青葉地区義務教育学校の整備概要といたしましては、老朽化が進行しております青葉中学校を解体いたしまして、新札幌わかば小学校の既存校舎に増築することで義務教育学校として新たに校舎を整備する計画となっております。なお、青葉中学校の既存校舎を解体した後は、義務教育学校のグラウンドとして整備する予定でございます。

こちらは、南西側の上空から俯瞰したイメージパースになっております。

新札幌わかば小学校は、既存棟が7,471㎡あるのですが、これに5,327㎡ある3階建ての増築棟を1階から3階全てに接続する予定でございます。既存棟には厚別南地区センターが複合化されておまして、増築棟には、普通教室のほか、第2体育館、児童会館などを整備する予定でございます。

こちらは西側の義務教育学校の玄関が整備される方向から見たイメージパースですが、実際の人の目線から見た高さのイメージですので、完成したときの見え方はこの状態に近いものになるかと思えます。

続きまして、今回の都市計画学校の変更について説明させていただきます。

下側の緑色の部分が新札幌わかば小学校として都市計画決定がなされている部分、上の青色の囲みの部分が青葉中学校として都市計画決定がなされている部分でございます。

先ほどご説明を申し上げましたが、青葉中学校の老朽化が進行しておりますので、その青葉中学校の校舎を解体しまして、下の緑色のところにあります新札幌わかば小学校の既存校舎に増築し、義務教育学校として新たに校舎を整備する予定でございます。

つきましては、新札幌わかば小学校及び青葉中学校の都市計画区域を廃止いたしまして、（仮称）厚別南・青葉地区義務教育学校を新たに都市計画学校に追加したいと考えております。

なお、今回の都市計画学校の変更に関連いたしまして、義務教育学校を新たに整備するに当たって、諸室やグラウンドなどの学校敷地を確保する必要が生じたため、都市計画道路区域も併せて変更するものでございます。

続きまして、都市計画道路の変更についてご説明いたします。

月寒・上野幌通につきましては、起点が白石区中央1条1丁目、終点が厚別区厚別町上野幌でありまして、延長1万1,410m、計画幅員20mの都市計画道路でございます。

こちらは、昭和48年の旧国有鉄道千歳線の廃止に伴いまして、公共的利用を目的に札幌市が跡地の譲渡を受けたもので、自動車交通と分離させることによる自転車や歩行者の安全性確保と市民ニーズを踏まえた公共空間活用を図るため、自転車道を併設した歩行者専用道路として都市計画決定をいたしました。

今回の変更箇所は、新札幌わかば小学校と青葉中学校の間に位置する延長約90mの区間となります。

今回の都市計画道路の変更につきましては、（仮称）厚別南・青葉地区義務教育学校の都市計画学校への追加に伴い、現在の都市計画道路区域であります下の囲みのエリア①及

びエリア②を都市計画学校区域へ編入するものでありまして、これらの都市計画区域の整合を図るため、都市計画道路区域を縮小するものでございます。

つきましては、青色の線で示しております現在の都市計画道路区域を赤色の線で示している都市計画道路区域に変更することといたします。

現在の都市計画道路の幅員につきましては、スライドでお示ししているとおり、38.78mから50.79mの不定幅となっております。

この都市計画道路の幅員を、青葉中学校側につきましては青葉中学校で現在使用している学校区域に、新札幌わかば小学校側につきましては都市計画学校区域に整合させる必要が生じたことから都市計画道路の幅員を14.12mから28.36mに変更いたします。

なお、縮小する都市計画道路区域は、いずれも自転車及び歩行者の通行がない区域でございますことから、利用者への支障はないものと考えております。

次に、周辺にお住まいの方たちへの説明状況についてご説明いたします。

今回の変更案につきましては、令和6年3月22日に新札幌わかば小学校及び青葉中学校の校区内にお住まいの方に対して住民説明会を実施いたしました。反対意見はございませんでした。

最後となりますが、今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日の都市計画審議会ですべての事前説明をさせていただいた後、6月上旬から都市計画法に基づく縦覧を実施いたしまして、第127回都市計画審議会にお諮りする予定でございます。

以上で事前説明案件グループ①（仮称）厚別南・青葉地区義務教育学校関連についてのご説明を終わります。

どうぞよろしくお願いたします。

●岸本会長 それでは、ただいまの説明についてご質問等がございましたらお伺いたします。

なお、発言に当たりマイクをお渡ししますので、議事録作成のためにマイクを利用させていただきますようお願いいたします。

●欠委員 札幌市では小中一貫した教育を進めていくということで、都市計画学校の変更については異論はありません。また、都市計画道路の変更についても、義務教育学校の敷地の確保、さらに、自転車道や歩道も特に問題ないということで異論はありません。住民からも反対意見はないようですので、それでいいと思っております。

しかし、私の勉強不足もありまして、小中一貫校というものの特徴と申しますか、利点がよく見えていないのです。義務教育学校として、一人の校長の下で9年間の教育課程、いわゆるカリキュラムの編成を組んでいるというお話がありましたが、その利点はどのような点なのでしょう。

また、小学校と中学校の併設型と違うので、もしかすると、中学校1年生、2年生、3

年生ではなく、7年生、8年生、9年生という表現になるのでしょうか。

それから、厚別南・青葉地区義務教育学校となっており、確かに両方の地区にまたがっているのですが、恐らく、正式名称はもうちょっと短く、分かりやすくすると思うのです。正式名称については、案が固まっていたら教えていただけないでしょうか。

以上、2点についてお願いします。

●田中学びのプロジェクト担当課長 まず、義務教育学校の利点についてです。

小中一貫校とは少し違っていてまして、義務教育学校というのは、まさに小学校と中学校が一つになるものです。小中一貫校の場合は、小学校は小学校で、中学校は中学校という形になるのですが、義務教育学校の場合は一つの学校として、おっしゃられたとおり、1年生から9年生までとなります。

どんな特色を出すかは義務教育学校によって違ってきまして、通常は小学校6年生と中学校3年生で一区切りとなるのですが、義務教育学校によっては、例えば、4学年で一区切り、3学年で一区切り、2学年で一区切りとし、リーダーシップを発揮する場면을複数つくることのできるという利点があります。

さらに、一つの教員組織で運営するというので、一人の校長先生がリーダーシップを取って考えるということなので、マネジメントが統一されるという利点があるかなと思っています。

それから、中学校と小学校の教育の大きな違いに教科担任制がございまして、中学校は担任の先生が全てを教えるわけではないですが、小学校は逆に担任の先生が全て教えます。例えば、実際に実施するかどうかは分かりませんが、小学校5年生や6年生から一部に教科担任制を導入してみるといった工夫もできます。

さらに、9年間を連続して考えられるので、今、小中一貫教育を進めているのですが、同じ場所で同じ教員がやっていく、さらに言えば、究極の姿としては、小中両方の免許を持っている先生が入ってくれば、いろいろ教えることができたり、交流することもかなりできてくるという利点があると思っています。

次に、校名については未定でして、どのように決めていくかも今後考えていくことになりますので、申し訳ございませんが、今時点では案はございません。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●森田委員 私も初めてなので、的を射ないかもしれないのですが、着工時期についてです。2026年に着工予定と私は認識していますが、間違っていないでしょうか。

また、札幌市の学校では脱炭素やエネルギーの関係で太陽光パネルを設置する予定はあるのでしょうか。私は、札幌市に300校ぐらいの小・中学校があるうち、太陽パネルが設置されているのは半分ぐらいだというふうに聞いております。これまでのものは構造上の問

題もあり、できないところもあるのでしょうかけれども、エネルギーは大事な問題ですので、エネルギー設備の関係についても教えていただきたいと思います。

●池田学校支援担当部長 まず、学校の着工スケジュールについてです。

今年度と来年度で実施設計を行いまして、令和8年度から増築工事を行う予定でございます。その後、既存棟の改修もありますので、工事には3年程度を要すると考えておりまして、開校は令和11年の春を予定しております。

それから、エネルギーや環境配慮についてです。

既存校でも太陽光パネルを設置してきたのですけれども、屋上の荷重の問題などがありまして、これ以上、屋上に設置することは難しい状況です。ただ、今、パネルの性能も大分上がってきまして、学校の敷地内でもいろいろな方法で設置ができるようになってきているので、そういったものも利用しながらまだ拡充していく予定でございます。

この義務教育学校につきましては当初から計画できるので、できるだけ太陽光パネルも導入した施設をつくっていきたいと考えております。

●森田委員 エコスクールをご存じだと思いますけれども、エネルギーに優しく、そして、地域の住民の皆さんの学習とエネルギーの拠点として、全道的にもやっています。これから計画がされるということで、市民としての希望なのですから、エコスクールぐらいの考え方を持って、学校と地域が密着できるような計画をぜひ考えていただきたいです。

最後に、震災に関してです。

1月1日に能登半島地震がありました。北海道、札幌市は、おかげさまで大きな地震はないのですけれども、何年前には大きな停電がありました。全国的に学校というのは防災、減災の拠点でありますので、地域の皆さんとの兼ね合いもありますけれども、この地域は住宅地が多いものですから、高い建物はないと記憶しておりますし、高齢化の問題もありますので、ぜひ、防災のために学校にもそういう機能を持たせ、また、そういう意識を持って、子どもたちの安全・安心も第一に考えてほしいと思います。

この後のマスタープランのことにもかかってきますけれども、ぜひ、学校もそういう機能を持った形にしていいただければ市民としても安心だと思いますので、よろしく願いいたします。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●山田委員 その話ですが、青葉中学校の老朽化が進んできたということで都市計画が決まったと思うのですが、新札幌わかば小学校も含め、それぞれ築何年になるのでしょうか。

●岸本会長 青葉中学校は、昭和55年に都市計画決定して都市計画施設になったことからすると昭和55年に建設ですか。それとも、途中の昭和55年に都市計画施設にしたかによって、恐らく、建物がいつ建てられたかが分かると思うのです。

もう一つの新札幌わかば小学校については都市計画施設なのだろうけれども、都市計画決定がいつ行われたかのご説明が抜けていたように思うから、築何年なのかが分からないというご質問だと思います。

そういうことでよろしいですか。

●山田委員 はい。

●池田学校支援担当部長 青葉中学校と新札幌わかば小学校は、それぞれ築43年がたっている建物でございます。

●山田委員 新札幌わかば小学校もそうですか。

●池田学校支援担当部長 同じです。

●山田委員 青葉中学校の老朽化が進んでいるというご説明がありましたが、同じ築43年ということで、新札幌わかば小学校の敷地に増築をするわけですよね。グラウンドは向かい側の土地ということでしたけれども、同じく築43年がたっている新札幌わかば小学校も同じくらい老朽化が進んでいるのであれば、手を入れて改修工事をせざるを得ないということになりますか。

●池田学校支援担当部長 新札幌わかば小学校の敷地に5,000㎡の増築棟を建築するのですけれども、その際に、義務教育学校の9年間を通しての教育活動ができるように、既存棟の内部改修も含めて抜本的な改修を行った上で開校したいと考えております。

●山田委員 では、同じ築43年であっても、青葉中学校のほうが老朽化が進んでいるということだったのですね。

●池田学校支援担当部長 それぞれが40年以上経っているので、老朽度合いにそんなに大きな差があるわけではないのですけれども、学校敷地内に増築をしたときに使いやすくなるのはどちらであるかや、グラウンドの面積をより確保できるのはどちらかなどを総合的に勘案して、新札幌わかば小学校の校舎を残して青葉中学校のほうにグラウンドをつくったほうがいいのかという判断をしたものでございます。

●山田委員 中学校も小学校もそうですが、学校の耐久年数は決められているのでしょうか。

●池田学校支援担当部長 札幌市の学校は、今、昭和40年後半から50年代の建物が非常に多いです。それらの建物は、建築基準法が変わる前後の学校なのです。そのあたりの学校につきましては、大規模な改修を二、三十年に1回入れた上で、80年程度は使用するという事を考えています。

最近建築している学校につきましては、もう少し長期間使用することはできないのかということも含めて、今、検討を加えているところでございます。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●福田委員 私が気になっているところは、グラウンドが月寒・上野幌通を挟んで反対側を使う予定だということについてです。

今は、恐らく、それぞれの中学校、小学校に校庭が接続しているので、移動の面でそんなに問題はないと思うのですが、グラウンドが月寒・上野幌通を挟むことによって、小学生、中学生のグラウンド移動が増えてくるのではないかと思います。

自転車しか通らない道ではあるようですが、自転車も車両に値しますし、小学校1年生のお子さんが横切るときにたまたま自転車と接触して事故を起こすこともあり得ると思いますので、グラウンドの利用の仕方をどのように考えているかをお伺いしたいです。

部活動のみで使用するのか、完成予想図を見ますと僅かに校庭が残っている気がするのですが、低学年のお子さんはそこを使うのか、もし分かっていたら教えていただければと思います。

●池田学校支援担当部長 グラウンドの使い方についてのご質問がございました。

私どもも、この改築に当たりまして、新築検討協議会で地域の皆さんや学校関係者の皆さんといろいろと協議をさせていただきました。

この図面で示しているのは新札幌わかば小学校に少し残る部分でございまして、低学年用のグラウンドとする予定でございまして、青葉中学校のグラウンドにつきましては、校舎解体の後、全面をグラウンドとして供用する予定です。ここは、高学年や中学校の部活で利用する予定でございまして。

この協議の中で、自転車道を横断することが懸念材料として挙げたところでして、アイデアとしては、例えば、歩道橋をつけるですとか、地下道をつけられないかですとか、いろいろなご意見が出まして、それらも検討させていただいたのですけれども、防犯上の面など、様々な材料がございまして、道路の上につけたり下をくぐらせるのは現実的ではないという最終結論が出ています。

一定幅の歩道が確保されていることもありまして、現状では、歩道を安全に通行することで支障は出ないのではないかと考えております。さらに言えば、道路のところに監視・防犯用のカメラを設置することを考えてはどうかということで検討を継続中でございます。

●福田委員 いずれにしましても、児童生徒が安全に活用できるようになればと思います。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●伴委員 2点ございます。

1点目は、教育の話になりますけれども、今後の都市計画の関係で、こういったものがトレンドになるのかどうかを確認したいです。

比較的郊外にある地域でございますので、学級数がどうなのかというのは大体想像がつかしました。再編と言っているのかは分かりませんが、先ほど、ソフト的な教育のいい面を披露していただいたので、それも評価するのですが、全体として、こういうことが今後のトレンドになっていくのかという見通しをお持ちなのか、計画にあるのか、皆さん方の感触なのか、お答えになれる範囲でお願いいたします。

それから、2点目も、先ほどエネルギー関係が環境のmatterで出たので、確認です。

学校教育の延長といいますか、教育的な価値や環境要素としての太陽光パネル等ということであるのでしょうか。長期的にという技術的な面がありますが、あわよくば売電できるレベルまでの非常に多くのエネルギーを生んでいくレベルなのでしょうか。

これは今後に関わって非常に重要なことだと思いますが、学校教育の施設ということで、どのレベルを考えていらっしゃるのか、設置基準も含め、皆さん方の計画やビジョンの中にしっかりとあるのか、それとも、トレンドとして声があるからやっていくものなのか、確認したいと思います。

●池田学校支援担当部長 まず、今回、義務教育学校をお示しさせていただいておりますけれども、そういった取組が今後も続くのかどうかについてです。

今、札幌市教育委員会では、子どもたちが増え続けてきた状況から減少に転じておりまして、札幌市教育委員会では、平成16年に都心部の4校を統合して、資生館小学校という一つの学校にしてから、統合の取組も進めておりますし、現在も市内の6地区で統合について地域の皆さんとお話を進めているところでございます。

このような中で統合後にできてくる学校というのは、義務教育学校とは限らず、二つの学校を一つにするものもあれば、学校によっては義務教育学校にするところもあります。義務教育学校にする場合には通学区域がある程度一致していなければ難しいということもございます。

今回はそういった条件に合致しているのですから、義務教育学校化を考えているのですけれど

も、地域の通学区域や規模に着目をして、義務教育学校にできるところはしていき、そうでないところは統合をして一つの学校にしていくという取組が併存していくのではないかと考えています。

それから、環境教育についてです。

太陽光につきましては平成10年代から取組を進めているところでございますが、1校当たりにつけている太陽光パネルの発電量はおよそ10kwですので、学校のエネルギーを全て賄うには到底及ばないような設備です。ですから、子どもたちに環境に対する意識を高めようという意味での環境教育という部分の色合いが強い設備としてつけているものでございます。

今、太陽光、あるいは、新エネルギーとして水素が着目されておりまして、今後、どういった性能をもってつけられていくかを注視しながら検討していくことになると思いますけれども、当面は環境教育主体でつけていくことになるのではないかと考えております。

●伴委員 一言申し添えます。

いずれも、時代の変化で対応していくというのは分かるのですが、根拠を持ってしっかりと進んでいただきたいです。

郊外だからといって、大人の事情で子どもたちにしわ寄せがいかないようにということは、エネルギーについてもそうで、こちらも注視しますが、ぜひ、皆さんも腰を据えて、長期的な計画を持ってやっていただきたいと思います。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●能瀬委員 スライドの17ページの図のエリア①のところですか。

1点目は、もともと①に当たる部分が新札幌わかば小学校の都市計画学校のエリアでもあり、なおかつ都市計画道路のエリアでもあるという状態で、何でこんなふうになっているのかという素朴な疑問を持ちました。ご説明でも、それを直すというお話も最後にあったと思うのですが、その事情を教えてくださいとありがたいです。

2点目ですが、エリア①については、今後、義務教育学校の校舎の敷地になるということで理解しました。

今は、17ページの写真にあるような緑地的な状態だと思うのですが、土地利用は今後どのように計画されているか、あるいは、構想があるのか、要は、土地の使い方が変わってきそうなのか、ご所見があればお願いします。

今の話と関連するのですが、エリア①の南東側に広い緑地がございますけれども、そちらへの入り口的な位置にあると思います。その辺も含めてコメントがあればお願いします。

最後に、エリア②についてです。

こちらは今後グラウンドになるということですがけれども、こちらの形も南東側が若干出ているというか、直線ではない形状なのですがけれども、どうしてこういう形状になっているのか、教えていただければありがたいです。

●池田学校支援担当部長 まず、エリア①の道路区域と学校区域が重複していることについてです。

こちらにつきましては、過去に重複決定をしてしまったところとなります。事情があったとすれば、前回の都市計画決定の時点で状況を把握し、重複についての説明をすべきだったのですがけれども、そのときに経過を確認できず、そのまま都市計画決定をしてしまったという確認不足ということがございまして、今回、改めて利用目的に合った形で整理をさせていただきたいというものです。

エリア①の重複している部分には、今、木が相当数立っておりまして、グラウンドとしては使えていない部分ではございますけれども、義務教育学校化するに当たっては、校舎が建ったところに給食の車を通していかなければならないという事情がございますので、木をある程度切って、給食運搬車両の動線と一定程度の広さの低学年用のグラウンドを確保していきたいと考えております。しかし、実は、木に野生のリスなどが生息していることも把握しておりまして、そういった環境にも配慮できないかということを検討しているところでございます。

エリア②の多少の出っ張りについては、昔、一部をテニスコートとして供用していたのですが、今は何も使われていません。そこにつきましては、学校ができることによって、厚別南地区センターも複合化されているので、車で利用する方も増えていますので、そういった使い方をする必要があるのかも含め、多目的に使えないか、検討を加えているところです。

それから、東側の緑地との連携につきましては、この緑地については、古いお話をすると、上野幌小学校の校舎があったとお聞きしています。今は完全に森になっておりまして、この森を何とかするというのは難しいのですがけれども、自然観察などで使うことができないかなど、検討していきたいと考えております。

●能瀬委員 エリア①のリスのお話はびっくりしました。リスの動線を確保すべきかは非常に悩ましいと思うのですがけれども、学校の皆さんや市役所の皆さんで知恵を集めて、何とかうまい解を見つけていただければいいなと思っております。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●阿部委員 17ページの写真を見ますと、高学年になるとお子さんたちが校舎からグラウンドに移動されるという説明があったのですがけれども、この場所はサイクリングロードと

はまた違いますよね。

●池田学校支援担当部長 サイクリングロードです。

●阿部委員 サイクリングロードは、冬になって日が早く暮れると真っ暗になるのです。子どもたちがグラウンドを使いに行くときに横切る形になると思うのですが、夕方にかけては暗かったり、自転車もすごいスピードで通っていくので、ぶつかったり、事故も懸念されると思います。

そこで、要望です。

もしそのような使い方をするのであれば、子どもたちがグラウンドに移動する幅だけでも、人が通ったらセンサーで明かりがつくとか、ライティングの検討もしていただけると安全だと思います。また、サイクリングロードは日が暮れるとすごく暗いので、防犯上でも心配です。明るく安全に使えるようにしていただけると安心かなと思います。

●池田学校支援担当部長 サイクリングロードの安全な渡り方や防犯対策は地域の方も学校関係者の方も懸念されておりますし、今のセンサー付きのライトもいいアイデアだと思いますので、そういったことも含めて、これから開校に向けて学校ともよく相談していきたいと考えております。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●わたなべ委員 私も、先ほど福田委員と阿部委員からお話が出ましたグラウンドを活用する際に月寒・上野幌通を渡らなければいけないということについて、安全性の担保がすごく気になりました。先ほど、一例で、防犯カメラの設置という話がありましたけれども、何かあってからでは遅いと思います。

阿部委員から、ライティングの話がありました。もしかしたらアナウンスでもよいのかもしれないですし、今の段階で安全性の担保に関して防犯カメラ以外のことで具体的に話が上がっていることはございますか。

●池田学校支援担当部長 検討の中では道路と直接交差しないような上空の歩道橋や地下道のアイデアも出ましたが、設置上の支障が大きく、難しいという結論に達しています。そのため、基本的にはグラウンドに行くときには歩道を使うようにする、また、歩道を渡る際の安全対策として、カメラを設置するのがいいのではないかと考えております。

そして、これからスクールゾーン実行委員会などで検討することになると思うのですが、車通りの結構多い道路でございまして、何かあったときに車が歩道に突っ込まないように防護用の設備の整備などができないのかということについても、今、検討して

いるところでございます。

●わたなべ委員 子どもたちの施設でありますから、セキュリティー対策を強化しているのだというメッセージをしっかりと発信できるような対策が必要なのではないかと思っております。

当然、地域の方の意見は伺いますし、心配するところであると思うのですが、地域の方から具体策やアイデアが万が一なく、他都市で似たような事例があったということだけではなく、札幌市として、まだまだ足りないな、もっと強化の面でしっかりとした対策を練らなければいけないということで先進事例になっても構わないと思いますので、セキュリティーの強化を求めさせていただきます。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●長屋委員 先ほど能瀬委員が質問されていたことと同じかと思うのですが、エリア①は、地域の方から、樹木を伐採してしまうのか、地域にとっては憩いの場になっていて、小動物もたくさんいるエリアなのだという危惧する声も届いておりました。

先ほどは、樹木を残せないかを検討しているというご回答でしたが、地域の方の声も聞きながら双方向でぜひ進めていただきたいと思います。

●岸本会長 校舎の詳細な設計もさることながら、義務教育学校の敷地を貫く月寒・上野幌通の木の残し方をはじめ、給食用の車両などの入り口をどこに設置するか、部活動等のためにグラウンドを移動するときの防犯カメラや車両が入ってこられないような防護壁の設置、環境配慮、子どもの安全などを総合的に考慮しながら詳細を詰めていただく部分があるかと思えます。

今出ました種々のご意見については、今後、詰めるべき議論を関係部局や関係委員会において審議していただく上で必ず伝えていただくとともに、考慮していただきたいと思いますのがご要望であろうかと思っています。

ただ、その点を前提として、本審議会としては、全体として、旧青葉中学校の校舎とグラウンドの配置が都市計画施設として既に都市計画決定されている以上、もしこのプランを実現するためには変更となるから新たに都市計画決定をしなくてはならない、同時に、新札幌わかば小学校の区域については、なぜこういうことが起きたのかは分からないけれども、エリア①を学校の敷地として使いますよということを前提とし、かつ、一部校舎は残るものの、ここに新たな建物が建てられますというイメージ図を含めて、今お示しいただいているピンク色の区域を義務教育学校として、それから、新たな都市計画道路の区域として変更することについて認めていただきたいと思いますというご説明だったと思います。

本日の段階でご質問や検討事項等についての意見が出されました。本日は都市計画決定

に向けての採決は行わないということですが、次回、採決を行うに当たって、その間に判明したものや追加でご説明をいただけるものがございましたら、次回までに考えていただければと思っております。

今日だけで終わりということではないので、当然、次回にまたご質問していただいてもいいのですが、現時点においてのご質問はほかにございませんでしょうか。

●北村委員 暴論かもしれませんが、サイクリングロードをアンダーパスにしてしまえばいいのではないかとこの提案もさせていただきます。

●岸本会長 その実現可能性を含めて、そういう意見があるということをお受け取りいただければと思います。

北村委員、それでよろしいでしょうか。

●北村委員 はい。

●岸本会長 ほかにご質問等がございますか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 今回は事前説明となりますので、次の報告案件に移りたいと思います。

◎都心における開発誘導方針の変更について

●岸本会長 それでは次に、報告案件第1号の都心における開発誘導方針の変更についてでございます。

準備ができましたら、担当部局からのご説明をお願いいたします。

●永井地域計画課長 報告第1号の都心における開発誘導方針の変更についてご説明いたします。

説明事項といたしましては、都心における開発誘導方針の1制度の概要、2変更の内容、3今後のスケジュールについてです。

初めに、都心における開発誘導方針の制度の概要についてです。

以降のご説明の中では開発誘導方針と呼ばさせていただきますので、ご了承ください。

開発誘導方針と上位計画などとの位置づけについてです。

本市では、札幌市まちづくり戦略ビジョンを最上位計画とし、その都市づくりに関する事項を踏まえつつ、本市の目指すべき都市像の実現に向けた取組の方向性を全市的視点から整理し、都市づくりの総合性、一体性を確保することを目的に第2次札幌市都市計画マスタープランを策定しております。また、第2次札幌市都市計画マスタープランに即し、かつ、第2次都心まちづくり計画などの他の分野別計画を踏まえながら、用途地域や地区

計画などの適切な運用を図るため、土地利用計画制度の運用方針を策定しています。

この土地利用計画制度の運用方針に即して開発誘導方針を策定しており、都心における土地利用計画制度の運用の考え方などを明示しております。

上位計画における各種位置づけについてです。

まず、第2次都市計画マスタープランでは、札幌市の市街地をスライドに示すような形で分類し、取組の方向性などを整理しております。このうち、都心は、高度な都市機能を集積することや、にぎわいや憩いの場となる豊かな空間を備えることなど、より魅力ある都心空間を創出することを求めています。

都心のまちづくりの指針である第2次都心まちづくり計画では、札幌の都心にスライドに示すような骨格軸やターゲットエリアなどを設定し、各エリアの特性に応じたまちづくりを推進しております。そのうち、ターゲットエリアの一つである都心強化先導エリアにおいては、高機能オフィス環境の整備やエネルギーネットワークの形成などにより、国内外からの人、物、投資を呼び込むことを目指しております。

また、土地利用計画制度の運用方針では、これらの上位計画等を踏まえて、都心の魅力の向上などの目標実現のために土地利用計画制度を適切に運用していくことが重要と捉え、制限の緩和を含め、機動的かつ効果的に土地利用計画制度の運用を図ることとしております。

以上の位置づけを踏まえまして、開発誘導方針は、建物の建て替え更新を促進し、都心に関連する各種計画の目標実現に資する民間都市開発を積極的に誘導することを目的として2018年12月に策定し、翌年の2019年4月から運用を開始しております。

手法としましては、都心に関連する各種計画の目標実現に資する取組を積極的に評価し、地区計画などの諸制度を活用した容積率の緩和等の運用によって、良好な民間開発を誘導しています。

開発誘導方針で示す具体的な容積率緩和に当たって評価する取組はスライドに示した11の取組であり、都心の各種目標実現に資する開発の誘導を実施してきました。今回は、このうちの高機能オフィス整備と脱炭素化推進の二つの取組に関する変更についてのご報告となります。

次に、変更の内容についてです。

最初に、高機能オフィス整備ボーナスの変更内容となります。

まずは変更の概要についてですが、事前に送付しております参考資料にあるとおり、評価の視点、誘導する期間及び評価する取組をそれぞれ変更いたします。

高機能オフィス整備ボーナスにおける誘導の背景と誘導期間の設定についてです。

本ボーナスは、2016年に策定した札幌市産業振興ビジョン改定版において横断的戦略として企業立地の促進を位置づけたことなどを踏まえまして、開発誘導方針に高機能オフィス整備ボーナスを設け、企業にとって魅力的な機能を備えたオフィス環境の創出を誘導してきたところです。

今回の変更は、新たに第2次札幌市産業振興ビジョンが2024年3月に策定されたことを受けて、本ボーナスの内容や誘導期間についての見直しを行うものとなります。なお、新ビジョンの計画期間は2023年度から2032年度となっております。

新ビジョンでは、今後も、再開発などの機会を最大限に生かし、企業立地や設備投資を促進することとしており、魅力あるオフィス環境創出や脱炭素に資する取組を行う企業への支援などの推進に取り組むこととしております。

この関連計画の策定や都心の開発状況等を踏まえまして、本ボーナスの変更の方針を説明いたします。

まず、第2次札幌市産業振興ビジョンの取組内容を踏まえ、高機能オフィスの誘導は継続いたします。なお、誘導期間は当ビジョンの計画期間といたします。また、取組の要件については、優れた環境性能を有するオフィスの整備を要件として追加し、国内外からの企業立地の促進を目指すとともに、魅力あるオフィス環境整備を促します。

一方、これまでの誘導によって一定程度のオフィス供給が実現し、今後はオフィス不足の解消が見込まれることから、これまでのオフィスの増床に資する取組の要件については取りやめをすることにいたします。

具体的な変更の内容についてです。

スライドで示しているのは、現行の誘導方針の内容となります。

変更となる部分は、先ほどの説明のとおり、評価の視点、誘導期間、評価する取組となります。評価する取組の、都心のオフィス床の増加に資する「建て替え前よりオフィス面積が増加」という要件は取りやめをいたします。

次に、新しい誘導の取組の具体的な内容です。

スライドでは、変更部分を赤字で表示しています。

評価の視点は、都心の活力と魅力の向上に資する高機能で環境性能に優れたオフィスの整備と位置づけました。取組の誘導期間は、第2次札幌市産業振興ビジョンの計画期間である2032年度までとなります。容積率の緩和に当たって評価する取組については、優れた環境性能を有するオフィスビルの要件として、ゼロカーボン推進ビルの認定要件を満たすものという項目を新たに追加いたします。なお、誘導エリアについては、変更はございません。

続きまして、脱炭素化推進ボーナスの変更内容についてです。

まず、脱炭素化推進ボーナスの誘導の背景についてです。

本ボーナスは、2018年策定の都心エネルギーマスタープランや2019年策定の都心エネルギーアクションプランを踏まえ、開発誘導方針策定時より誘導を行ってきました。さらに、2022年5月に運用を開始した札幌都心E！まち開発推進制度と連携した運用を行うことで、脱炭素化に資する取組を効果的に誘導してきたところです。

このたび、2024年6月に都心エネルギーアクションプラン後半期間編が策定予定であり、本プランにおいて再生可能エネルギー電源への転換を戦略的取組として位置づけることと

なります。今回の変更の方針としては、関連計画の位置づけを踏まえ、開発誘導方針において再生可能エネルギー100%電力の利用を本ボーナスの適用要件に新しく加えることといたします。

具体的な変更の内容についてです。

スライドで示しているのは現行の誘導方針の内容となります。

変更となる部分は評価する取組の部分で、これまでは容積率の緩和に当たり都心エネルギープランへの整合を担当部局と協議することが必要でした。

次に、新しい誘導の取組についてです。

スライドでは変更する部分を赤字で表示しております。

評価する取組として、担当部局と都心エネルギープランへの整合を協議することに加えまして、再生可能エネルギー100%電源の利用とすることを条件として設定いたしました。

以上が今回の変更に関する内容となります。

最後に、今後のスケジュールについてです。

都心エネルギーアクションプラン後半期間編は今年度の6月頃の策定を予定していることから、都心における開発誘導方針についても、当プランに合わせた変更及び運用開始を予定しております。

以上で報告第1号の都心における開発誘導方針の変更についての説明を終わります。

●岸本会長 ただいまの説明についてご質問等がございましたらお伺いいたします。

●欠委員 基本的な質問で申し訳ありません。

高機能オフィス整備や脱炭素化推進ということは分かるのですが、ここで言うボーナスという言葉について、どういうものを教えてください。

●岸本会長 恐らく、指定容積率のボーナスの意味を問われておられるのだと理解しましたが、ご説明をいただけますか。

●永井地域計画課長 今、都心における開発誘導方針の説明のときに出したスライドを出しておりますが、会長におっしゃっていただいたように、都心部の用途地域は商業地域が定まっております、特に都心部では容積率が600%や800%と決まっております。

それに対しまして、こちらに表示しております11の公共貢献をメニュー化して、これを行うことで、例えば、質の高いオープンスペースを整備すれば容積率を100%緩和します、高機能オフィスでは50%緩和しますということをいわゆるボーナスと言わせていただいております。

●岸本会長 都市計画法が定める用途地域は、例えば、商業地域、工業地域、第一種住居

専用地域など、いろいろとあって、そこにおいて、容積率、つまり土地の面積と建物の総床面積の割合で、何%建てられるかというのが指定されているわけです。

この辺りは800%ではなくて600%なのですか。

●永井地域計画課長 600%の部分もありますけれども、都心強化先導エリアなど、中心部になっていくと800%です。

●岸本会長 いろいろとやり方はあるのですが、都市計画法の緩和型地区計画というものを立てて、一定の公共貢献をする場合に容積率をアップしてあげますという制度を使うことができるという理解で間違いないですか。

●永井地域計画課長 そのとおりでございます。

●岸本会長 その場合に、どういう要件を備えれば容積率をアップしてあげますかということですが、専門的な言葉で言うと都市機能誘導区域という都心にふさわしい建物が入ってくるようにと考えているとのこと。それからしたときに、フロアオフィスが1,000㎡以上ということで、小さな開発ではなくて、ある程度まとまった土地面積で大規模な開発が行われることによって土地の利用効率を上げるということをはじめ、今回、特に変わっているのが都心にふさわしい用途であればボーナスします、その中でも特に本社機能を移してくれるなら、あるいは、ゼロカーボン推進の環境に優しい建物を建てるならということ。

ただ、ボーナスをあげるといっても無条件ではないということですか。

●永井地域計画課長 基本的には基準容積率の1.5倍が上限です。

●岸本会長 それまでを上限として、その中で幾つか選んでくださいということですか。

●永井地域計画課長 そのとおりでございます。

●欠委員 見えてきました。

実は、市民委員の勉強会の中でも質問したのですが、いわゆる高度地区についてだけを見ると、都心部については制限がなく、何らかの制限が必要だと思っていましたし、大都市に大きい建物をつくり過ぎるのはよくないと考えているのです。そのこともあり、容積率の勉強もしたのですが、それに併せまして、幾つかの評価する取組にボーナスを与えるものの、上限があるのだということが分かりました。

あまり制限がなかったら意見を言いたかったのですが、制限がありましたので、あとは

どのぐらいの高さの建物になるのかという現実問題ですけれども、分かりました。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●森田委員 私も勉強したので、いろいろと見えてきました。

評価する取組に既存建物活用について、私の解釈が間違っていたら教えていただきたいのですけれども、要するに、これは歴史と伝統と文化を保存しながら持続可能にしていくことをひっくるめて都市づくりをしていくという意味なのでしょうか。

もう一点は、12ページの脱炭素に資する取組を行う企業への支援は、GXを取り入れた企業に対して経済的な部分を含めて支援するという解釈か、脱炭素にはまた別の意味があるのか、ご説明をお願いします。

●永井地域計画課長 まず、取組11の既存建物活用ボーナスのイメージについてです。

既存建物活用ボーナスは、今おっしゃっていただいたように、歴史的な建造物などがあつた場合に、その敷地の中で、それを生かしつつ、新たな建物を隣に建てる際に既存の建物を利活用しながらにぎわいを創出したり景観を守っていったりということをやっていたくときのボーナスとなります。

次に、脱炭素に資する取組を行う企業への支援についてです。

ゼロカーボン推進ビルという認定制度を経済観光局で策定しているのですけれども、趣旨は、こちらに書いてあるように企業立地を促進するための補助制度になっておりまして、この中でゼロカーボン推進ビルに入居すると通常より補助率をアップします。

かつ、ゼロカーボン推進ビルの認定要件が三つありまして、再生可能エネルギー100%を利用することやオフィス部分をZEB化という省エネ性能の高いビルにすること、また、都心E！まち開発推進制度の中で脱炭素の取組を評価する仕組みになっておりまして、その評価の中で、一定程度以上、評価されること、これらを満たすと認定ビルに認定されます。

さらに、IT・コンテンツ・バイオ立地促進補助金や本社機能・事務センター等立地促進補助金といいまして、例えば緑色の一番上の「本社移転」と書いてある部分は道外から本社を札幌に移転してくる場合にテナントに補助するものです。

通常ですと赤色の点線の上のように年間賃料の3分の2の補助なのですけれども、ゼロカーボン推進ビルに入居すると100%に補助率をアップするほか、限度額も通常は6,500万円なのが総額1億円を2年間出しますよというように有利に働くようにしております。

そういう中で脱炭素を推進しているということでございます。

●森田委員 私の理解力がないので、申し訳ないのですけれども、市民に向かってそういうものをPRするときに、かみ砕いてもうちちょっと分かりやすいようにしていただきたい

ですし、せっかくいい制度ですから、浸透するようにしていただければいいかなと思いました。

また、既存建物については、ご案内のとおり、札幌市は国際的にも大変誇れる文化施設、伝統や歴史のある施設がありますので、それをしっかり守っていくことも都市計画の中の大変重要なポイントだと思います。なぜかという、これだけインバウンドで国内外から観光客が来るからです。札幌はすばらしいところです。自然にも恵まれていて、その中でも近代的な部分と古い建物のよさもあるというところを評価するということが大事なことなので、ぜひ、しっかり推進していただきたいです。

●岸本会長 ほかにご質問等はありませんか。

●山田委員 単純なことをお聞きします。

15ページの評価する取組の中で、容積率の緩和の下のほうに、性能にOAフロア100mmと書いてあるのですが、想像なのですが、これは床の厚さが10cmということでしょうか。

●永井地域計画課長 OAフロアというのは、床に空間をつくってあげることで下にLANの配線などを自由にはわせたりすることができるものです。

●山田委員 床の厚みではなくて、10センチの空間ということですか。

●永井地域計画課長 はい。

●山田委員 では、10cmの空間に配線をめぐらせて、人手を煩わせなくても自動的に電源とかを全部できるようにすることですか。

●永井地域計画課長 自由な配線ができて、オフィスのデスクを自由にレイアウトできたりします。

●岸本会長 ほかにご質問等はありませんか。

●横田委員 初めてなので、とんちんかんな質問になったらごめんなさい。

この補助や緩和については外資系の企業でも同じ扱いになるのでしょうか。また、緩和できる評価の取組の8の防災性向上の具体的な例を教えていただければありがたいです。

●奥村経済戦略推進部長 1点目の外資系でも支援や補助等は同じかというご質問でござ

いますが、基本的には同じでございます。

外資系も通常は日本法人ということで、首都圏などに本社を置いて、その上で地方都市に進出するというパターンが多く見られます。そういう意味におきましては、国内の通常の企業と基本的には変わらないということで支援対象にしているところでございます。

●横田委員 税金はしっかりと入ってくるということですか。

●奥村経済戦略推進部長 そうです。

●横田委員 ただ、風のうわさですが、北海道のいろいろなところを外国人がみんな買ってしまったという話も聞きますし、その後を長い目で見て、国内だから大丈夫という話ではないですけれども、気持ちの中でもやもやとするところがあります。

●奥村経済戦略推進部長 基本的には日本の様々な法制度や枠組みの中のもので、我々も、外資系の企業を含めて、企業の立地を進めるに当たっては、皆様の不安にならないように、懸念がどこにあるのか、それに対してどういう解決方法があるのかをいつも頭に置きながら取組をさせていただきたいというふうに思っております。

●永井地域計画課長 2点目の防災性向上についてです。

こちらは、建物の中に災害時に人が一時的に避難できるスペースをつくってくださいということで、一時滞在スペースというのですけれども、100人以上の帰宅困難者を受入れ可能な面積として200㎡ぐらいの広さを確保することや備蓄倉庫の用意などを建物の中に取り込んだときに容積率を最大で50%緩和するというボーナスになっております。

●横田委員 核シェルターに特化したものはないのですか。

●永井地域計画課長 そこまで強固な防災性は求めていないのが現状です。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●欠委員 単純な質問になるのですが、容積率の緩和に当たって評価する取組が1から11まであります。

今は防災性向上のことも出てきていましたが、これらは、目に見えるはっきりとした基準がある、あるいは、数値ではっきりしているということで、全てそのようになっていると考えてよろしいでしょうか。

そうでないものについては誰が評価するのか、お聞きしたいと思います。

●永井地域計画課長 開発誘導方針に加え、手続上、誘導基準を行政で設定しております、そちらにそれぞれのボーナスの基準を明確化して皆様と協議している状況です。

●岸本会長 要するに、今の容積率緩和についての評価取組のさらに詳細な基準については設定され、公表されているということでした。ここでは大枠については説明されているのですけれども、さらなる詳細はどこに行けば見られますか。行政手続上と言っていました、事務所に行ったら見られるのですか。

●永井地域計画課長 見られる状況になっておりますし、ホームページにも掲載しております。

●岸本会長 それに基づいて具体的に協議しながら誘導していくという理解でよろしいですか。

●永井地域計画課長 そのとおりでございます。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●渡部委員 方針についての反対意見等はなく、全面的に合意しているのですけれども、実装していくに当たっての方策で教えていただきたいことが2点あります。

1点目は、ゼロカーボン推進ビルについてです。

ご説明の中では、都心E！まち開発推進制度で協議して認定されているということでした。公開されている情報を確認させていただいた限りですと、今の時点で3件の認定があると思います。ZEB等も含め、かなり新しい認定制度ですが、こういった内容の建物が実際のゼロカーボンにどの程度寄与しているのでしょうか。

これは、都心エネルギーマスタープラン等の中でエリアとして省エネルギー化、ゼロカーボン化していくという方針にのっとって実装していくための制度だと思います。でも、どの程度こういったものが寄与するかはビルの維持管理、運営等とも密接に関係してくるかと思いますが、認定方法については、場合によっては今後検証し、考えていく必要があるのではないかと考えています。

ゼロカーボンの推進ビルの認定の中に年1回の運用実績の報告がありますが、それらの報告内容を含め、認定していくための仕組みに反映していくような動きやお考えがあれば教えていただきたいです。

●永井地域計画課長 ご指摘をいただいたとおり、E！まち開発推進制度は運用報告を出

していただく制度の仕立てになっております。また、その中でさらに容積の緩和を受けたものについては年1回の報告を課しております。その報告中で脱炭素化がどのくらい図られているかなどが含まれております。しかし、まだ運用を開始して間もないものですから、報告実績まであるものがないのが現状です。

竣工から1年がたったものについて、報告が出てきた中で徐々に蓄積していきますが、市民に分かりやすいように、ホームページは当然として、あらゆる形で脱炭素化はこうなっているということをPRできたらと思っております。

●渡部委員 イケウチゲートが2022年ぐらいだったので、ぼちぼち上がってくるのかなと思っておりました。期待しているところです。

●永井地域計画課長 イケウチゲートは既存のビルとなります。当初は新築のものだけを設定していたのですが、既存のビルも認定できるように制度を改正しました。その中で、既存のビルのイケウチゲートからゼロカーボン推進ビルになりたいという申出があったものですから、審査の結果、3件のうちの1件としてのつかったということで、今後、運用の報告内容が上がってくることになろうかと思えます。

●渡部委員 2点目は、開発方針の中でもある地上と地下の重層的な歩行者ネットワークを形成していくという方針についてです。

それぞれ容積率緩和なので、単独の開発といいますか、建物等で方針を協議されていくと思うのですが、都心全体の中で地上と地下の全体のネットワークをどうつくっていくかという全体的な空間のビジョンみたいなものがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

確認した限りですと、第2次都心まちづくり計画の空間形成指針の中で上からの平面図で図が示されていたと思います。その中で、地上と地下の結節点みたいなものも、ぼかされてはいたものの、示されていました。ネットワークを重層化してつくっていくというのは寒冷地の札幌としては非常に大事だと私も思っているのですが、それを全体としてどうつくっていくかは結構難しいところのかなとも思っております。

地下歩行空間への接続ボーナスが既にあると思うのですが、だんだんと接続が増えてきて、いい側面もありつつ、これまでは壁面があるところに仮設の店舗のようなものを出しながらにぎわいをつくっていたものが、今後はそれとは違う形で空間を使っていかなければいけないことになると思うのです。そういった意味で、ネットワーク全体としての空間のビジョンのようなものが必要だと考えています。

そうしたことについてのガイドラインや基準が既にあるのであれば教えていただきたいと思えます。

●稲垣都心まちづくり推進室長 都心の開発の一次調整窓口を当室が担っておりますので、私からお答えをさせていただきます。

今ご質問にありました地上と地下の重層的な歩行者ネットワークの形成は非常に重要な都心まちづくりのテーマだと我々も思っています。

委員からのお尋ねの中にもあったとおり、都心まちづくりの上位計画である都心まちづくり計画におきまして、おおまかなネットワーク形成の考え方や地上と地下の接続空間をつくること、あるいは、都市に対する貢献度合いとしてはいいことであるという考え方については位置づけております。

それ以上の具体的なエリア別の形成をどこでどう行うか、即地的なものの具体的プラン、あるいは、それを容積率の緩和とどう結びつけていくのかは、実際の開発の動向や地域のまちづくりの機運とを両にらみで、お話をさせていただきながら具体化していくのが現状でございます。

ただ、我々としても、ネットワーク形成の考え方の具体化ができないかという問題意識は持っておりますし、今年度と来年度で都心まちづくり計画の見直し議論を始めていくということになっておりますので、一つの重要な論点として認識し、引き続き検討していきたいと考えております。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●能瀬委員 スライドの11ページで、評価の視点に「環境性能に優れた」という赤色の文字がついておりまして、これに対して、実際の取組として、例えば、ゼロカーボン推進ビル認定要件を付け加えますということですよ。あるいは、別なページになりますけれども、再生可能エネルギー100%の電力使用を要件とするというのは非常によく分かりやすいと感じましたし、個人的にも非常に応援したい取組だと感じました。

この評価の視点のところに赤色の文字で魅力という言葉を入れてくださっているのですが、こちらを入れられた趣旨が理解できていません。

これは、これからの都心のまちづくりにおいては魅力イコール環境性能的なものだよという意味で解釈すればいいのか、あるいは、違った意味があるのか、ここに込められた意味を具体的に教えていただきたいです。

もう一点は、同じページで、誘導期間が変更前は2022年度までで変更後は2032年度までということです。そうしますと、2023年度はこうしたものがなかった空白期間だったのかと解されます。空白ができて、かつ、これから順調にいけば6月に開始されるということですが、そのご事情にはどんなものがあるのでしょうか。

最後のページのご説明にもありましたとおり、都心エネルギーアクションプランの後半期間がちょうど6月にスタートするということですので、恐らく、そちらにはエネルギーや環境について具体的なことが書かれている気がするのですが、そちらと歩調を合

わせるといいますか、連携させるという意味でここで検討されていたということなのかどうかは気になりました。

空白期間だったから高機能オフィスが少なかったというようなことがあるのかも含め、ご説明をいただければありがたいです。

●永井地域計画課長 1点目の変更後の魅力の向上という言葉についてです。

委員のご指摘のとおり、脱炭素化というのは世界的な潮流でして、その方向に向かっていかないといけませんし、世界から選ばれる都市としても必要条件として環境性能が入ってくるので、それも魅力ということで脱炭素のボーナスなどのいろいろな認定メニューが加わっているのも事実です。

もう一つ、高機能オフィスボーナスそのものについてです。

経済観光局の戦略ビジョンでは、札幌市も人口減少に入っていき、都市間競争を勝ち抜く中でどうやって持続可能な都市にしていくかということでは企業誘致を積極的に図っていかねばいけないということがあります。

その中で、高機能オフィスがいかに働きやすいオフィスになるか、そして、新しい企業が来てくれるか、ひいては、来てくれた社員の皆様には家族もいらっしゃいますので、札幌に住まう人も増えてくるということになるかと思いますが、そうした観点も含め、いかに企業に来てもらうかという面から魅力あるオフィスをつくっていくぞということで魅力という言葉を入れてあるということです。

2点目の空白期間があることについてです。

これは確かにそのとおりなのですが、開発誘導方針では、冒頭からも説明しているように、札幌市の都心における各種関連施策の目標実現のため、ボーナスを変更しています。

そうした中で再生可能エネルギー100%の電力を入れようということが今回ようやく入るのですが、一方で、先ほど来ありましたE！まち開発推進制度というのは、少し前から制度として立ち上がっていて、都心にビルを建てる時には協議している状況です。その中でも同じく環境性能を求めていく協議をしておりますし、100%電力の話やZEB化の話などの話もしているのですが、それに加えて、今回、ボーナスの中にもメニューとして加えようということです。

ですから、メニューに加わるまでは空白期間に見えるかもしれませんが、取組自体は継続的にやっているということでご理解をいただければと思います。

●能瀬委員 大変よく分かりました。

魅力のところはこれから情報発信されるときにも分かりやすく説明していただけるとありがたいと思います。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●長屋委員 私からは2点あります。

1点は確認ですけれども、ゼロカーボン推進ビルは既存の建物も認定しているということによろしいのですか。

●永井地域計画課長 そうです。

●長屋委員 もう一点は、企業立地補助金についてです。

これまでの開設費補助から賃料補助に制度変更をしておりますけれども、この理由について伺いたいと思います。

●奥村経済戦略推進部長 これまでの企業立地補助金の視点は開設補助ということで、正社員が何人増えたかなども含めた視点で補助金の算定をさせていただいておりましたけれども、賃料補助に変更させていただきました。

人数の視点も当然あるのですが、都心部でオフィスの床を使わせていただくというとき、人数も使い方もそれぞれの企業によって違いがありますので、そうした考え方を變更させていただき、どれぐらいオフィスを借りていただくのかとしました。

なお、それが実際の開設の経費や今後のランニングコストにもつながっていくということがあり、考え方の問題だということです。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●阿部委員 高機能オフィス整備についてです。

9ページに容積率の緩和に当たって評価する取組が11項目ありまして、特に高機能オフィスを呼び込んで使ってもらいたいという思いがあると思うのですが、いろいろな会社に高機能オフィスでやってもらいたいとき、障がい者雇用などもあるかと思うのです。つまり、健康な人だけのオフィスではないということです。法定雇用率もだんだん上がっていますし、障がい者を雇用していく流れになると思うのです。

そのとき、例えば、車椅子の方のために、あるいは、手すりをつけなければいけないなど、いろいろなことが出てくると思います。そういう合理的な配慮はどうなるのでしょうか。

また、普通の人を使うときよりもスペースを取らなければいけないでしょうし、エレベーターのこともあるかと思いますが、そういう障がい者配慮をした会社にも容積率の緩和やボーナスを与えることになるのでしょうか。

それから、オフィスとは別に上下の階でショールームをビルの中に併設して本社と一緒に持ちたいという会社も出てくると思うのですが、それも、普通の人歩いて見られるよ

うにするだけではなく、障がい者の方や車椅子の方、さらには、視覚障がい者や色が分からない方のための床の配慮などをするような会社には容積率を緩和したり、ボーナスを上げたりすることはお考えの中にあるのでしょうか。

もしなければ、今後、そういう視点で考えていただけるといいかなと思いました。

●永井地域計画課長 今、委員のお話を聞いて、まさにそのとおりだなと思っております。

現状の高機能オフィスのメニューの中ではそこまでの配慮項目を設けていませんが、おっしゃられましたとおり、緩和のメニューそのものは、社会情勢やいろいろな要求の下、随時見直しを行っていかねばいけないものだとして認識しております。また、この後、話もありますが、マスタープランと上位計画等が今後見直されていきまして、メニュー全体をもう一度見直すフェーズにも入ってくるかと思っておりますので、今、ご指摘のありました視点などを含め、そこでしっかりと精査したいと思っております。

●阿部委員 オフィスだけではなく、にぎわいの創出をということではいろいろなビルが建つ計画がありますが、その中で飲食店やショップが入ることになると思うのです。でも、車椅子では入れないご飯屋さんがたくさんありますし、限られたホテルにしか泊まれないということを経験された方から実際によく聞きます。

これからはインバウンドも増えて国際的な札幌になるでしょうし、オフィスをたくさん呼び込み、こうしたまちをつくっていかうというのであれば、健全な方たちばかりではなく、障がいのある方たちも一緒に暮らしていく、共有していく世界になっていくので、みんなが暮らしやすい、ユニバーサルな視点を持っていただけたらいいのかなと思います。

期待しておりますので、よろしくをお願いします。

●岸本会長 今の話は、ハイグレードホテルといったとき、何を以てハイグレードなのかという具体的な基準について、あるいは、高機能オフィスといったとき、障がいを負っておられる方々が働きやすいような設備などが具体的に基準の中に入っているかなど、具体的な基準の今後の随時見直しに対する要請かと思っておりますので、受け取っていただければと思います。

他方、長屋委員がおっしゃったことと関連しますけれども、高機能なオフィスは、本社機能を移転してもらうなど、札幌の地域の経済力を特に牽引する都心におけるあるべき開発という観点からのことだと思うのです。

そして、今まで開設の補助についてはそこで働く人が何人以上というものだったわけですね。それを、単にといいかどうかは分かりませんが、賃料の一定期間補助に変えたということです。ただ、これが果たして雇用の増加、あるいは、札幌の人口及び労働力生産人口の増加にきちんとつながっているかどうかは検証が必要かと思うのです。

企業にとって誘導されやすい基準であるべきということは確かかと思うのですが、本社

が来てくれても、労働力人口の増加にはつながっていると言えないというのであれば、この後、この改定がまずいと決めつけることはできないのですが、常に検証していただきたいと思います。

都心誘導方針は四、五年の期間で運用するものですよね。毎年のようにちょこちょこ変えますと、企業にとってみれば予測不可能となってくるかと思うのですが、5年ごとの見直しでよろしいですか。

●永井地域計画課長 上位計画のマスタープランなどの見直しに絡めて全体像を見直していくということがベースにあります。

●岸本会長 今回は大枠としての開発誘導方針の変更をご報告されたという理解ですが、今出た意見は下部にある内規や指導指針などで改定可能性を常に認識していただければと思います。

ほかにご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 始まってから2時間を経過しておりますので、5分程度のお手洗い休憩を取らせていただければと思います。

切りよく15時15分から再開させていただきます。

[休 憩]

●岸本会長 再開いたします。

◎都市計画マスタープラン等見直し検討部会について

●岸本会長 それでは最後に、報告案件第2号の都市計画マスタープラン等見直し検討部会についてでございます。

準備ができ次第、担当部局からご説明をお願いいたします。

●村瀬都市計画課長 報告案件第2号の都市計画マスタープラン等見直し検討部会についてご説明いたします。

今年2月に行われました第125回都市計画審議会では、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市再開発方針の三つの計画を見直すための検討部会を設置するという報告をさせていただきました。

本日は、さらに、検討部会の委員を選任いたしましたので、その委員や検討部会のスケジュールなどについてご報告させていただきます。

説明は、事前にお配りしておりますA4判横の説明資料の都市計画マスタープラン等見直し検討部会について沿ってご説明いたします。

また、正面のスクリーンにも映しておりますので、どちらかをご覧くださいと思います。

それでは、目次の順に説明してまいります。

なお、以降の説明におきましては、現行の三つの計画をまとめて現計画と呼ばせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページの現計画の位置づけについてです。

現計画につきましては、平成25年に策定いたしました上位計画の札幌市まちづくり戦略ビジョンにおける都市づくりに関する事項を踏まえつつ、今日的な社会ニーズに対応した都市づくりを推進していくため、平成28年3月にこれらの計画を策定しております。

本市が定める都市計画は現計画などに即して決定するとともに、他法令や制度に基づく都市づくりの取組においても現計画を踏まえて取組を進めております。

次に、2ページの札幌市を取り巻く社会情勢などの変化についてです。

まず、本市の人口についてですが、これまで増加の一途をたどってきた本市の人口は、令和3年より減少局面を迎え、今後さらに、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少など、一層の変化が生じることが予測されております。

また、昨今、価値観やライフスタイルの多様化していることにより、先ほど阿部委員からも意見がありましたように、多様性を認め合い、格差なく安心して暮らせる共生社会の実現を図ることが求められているほか、人生100年時代の到来による健康寿命の延伸などが求められております。

さらに、デジタル技術の急速な進歩や地球規模での環境保全の動きを背景としたゼロカーボンの取組が進められているほか、都市のリニューアルとして北海道新幹線の札幌駅までの延伸などによる人の流れや物流の大きな変化も見込まれるところでございます。

このほか、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変化、こういった人々の行動変容などもございます。

これらのように、本市を取り巻く社会情勢、経済情勢は大きく変化し続けているところです。

次に、右側の昨今の国の動向についても代表して3点ご説明いたします。

1点目は、都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出するため、居心地がよく歩きたくなるまちなかづくり、いわゆるウォークブルの視点の取組を進めております。

2点目は、防災の視点を入れたまちづくりを加速させるため、新たに立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針の策定が求められております。

3点目は、今後求められる市街地整備の進め方として、公民連携でビジョンを共有し、多様な手法、取組を組み合わせるエリアの価値と持続可能性を高める更新方法、いわゆる市街地整備2.0という考え方が示されております。

次に、3ページの本市の最上位計画の札幌市まちづくり戦略ビジョンの改定についてです。

本市では、人口構造の変化や社会経済情勢の変化が見込まれている状況を的確に捉え、様々な環境の変化を見通しながら、市民、企業、行政などの多様な主体が札幌市の目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくために、令和4年度から5年度にかけて第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンを策定しております。

第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンでは、目指すべき都市像に「『ひと』『ゆき』『みどり』の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」を掲げるとともに、まちづくりの重要な概念として、ユニバーサル、ウェルネス、スマートを掲げ、まちづくりの分野ごとに基本目標を設定しております。

この中の都市空間分野においては、コンパクトで人に優しい快適なまち、世界を引きつける魅力と活力あふれるまち、都市基盤を適切に維持更新し、最大限利活用するまちを基本目標として掲げております。

これから見直しを進める次期計画におきましても、本ビジョンの考え方を踏まえ、分野横断的に都市づくりに関する事項を検討いたします。

次に、4ページです。

平成28年3月に策定した現都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市再開発方針であります。策定から8年が経過し、先ほどご説明したように、社会経済情勢などの大きな変化や第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの策定などがございました。

こうしたことから、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンを踏まえつつ、今日的な社会ニーズに対応した都市づくりの取組を推進していくため、今年度と来年度にかけてこれら現計画の見直しを実施することで将来を見据えた新たな都市づくりの指針となる次期計画を策定したいと考えております。

さて、各計画の見直し内容につきまして、それぞれの現時点でのポイントだけを簡単にお伝えしたいと思います。

都市計画マスタープランにおいては、今日的なテーマに対応しつつ、将来を見据えた都市づくりの理念、基本目標を検討するとともに、これまで行ってきた都市づくりの進展を踏まえ、都心や拠点、そのほかの市街地といった市街地区分ごとに新たな取組の方向性を検討いたします。

また、立地適正化計画におきましては、法改正により新たに位置づけられた都市の防災に関する指針の策定や、居住機能や都市機能の立地状況を踏まえた誘導区域や誘導施設の検証などを考えております。

都市再開発方針につきましては、再開発に係る主体や手法などの多様化を踏まえた新たな基本目標を検討し、今後の再開発を通じたまちづくりの推進に向けた取組の方向性を検討したいと考えております。

次に、5ページです。

見直しについては、今年2月の第125回都市計画審議会でもご報告させていただきましたが、都市づくりに関する専門的知見を有する学識経験者の方々に構成する検討部会を都市計画審議会の専門部会として設置し、その中でご意見やご助言をいただきながら進めることとしております。

なお、検討部会は原則公開とし、議事録や資料などについては、後日、市のホームページに掲載することで市民の方々もどのような検討が行われているかを知ることができるようにいたします。

そのほか、区役所などにパネルを展示し、職員も配置して意見交換などを行うオープンハウスや、子どもたちの意見を聴取するために子どもアンケートを実施するなど、広く市民の方々の意見を聞く機会を設けたいと考えております。

ここで、検討部会の委員につきまして、都市計画審議会の委員から選任させていただきました6名をご紹介します。

石嶋委員、大島委員、岸委員、本審議会の会長となりました岸本委員、佐藤委員、渡部典大委員です。

検討部会の委員に選任された皆様方におかれましては、大変なご苦勞を費やしていただくこととなりますが、何とぞよろしく願いいたします。

次に、6ページでは、見直しに当たっての都市計画審議会との関わりについて説明いたします。

次期計画につきましては、市民、企業、行政などで共有する今後の協働の都市づくりを推進する指針として、札幌市が主体となり、行政計画として策定するものであります。策定に当たっては、法律の定めにより、都市計画審議会に諮る手続が必要となるものもありまして、都市計画マスタープランと立地適正化計画については意見聴取となります。また、都市再開発方針につきましては、都市計画として位置づけることが必要となっておりますので、諮問により同意をいただく手続が必要となっておりますが、これらの手続を行った上で次期計画が策定されます。

次期計画は、非常に幅広い視点で、かつ、ボリュームが大きなものになっておりますので、2か年の検討期間の中間など、議論の内容がある程度まとまった段階で検討の状況を本体である当審議会にご報告させていただきます。この報告によって、委員の皆様にも情報提供を行うとともに、ご理解を深めていただくことで最終案の意見聴取及び諮問において十分な審議が行われるよう努めたいと考えております。

最後に、7ページで現在想定しております計画の策定スケジュールについて説明いたします。

上段は令和6年度のスケジュール表、下段が7年度になっております。

まず、上段をご覧ください。

5月の都市計画審議会を皮切りに、検討部会の体制や進め方についてご報告をさせていただきました。そして、検討部会につきましては、5月31日に予定しております第1回か

ら、全7回で各計画の論点に応じた個別議論を進め、見直しの方向性となる骨子を作成する予定です。

この計画の内容の骨格となる骨子につきましては、来年2月の第130回都市計画審議会での報告を予定しております。

その後、下段の令和7年度の表となりますが、4月の検討部会で検討した素案を5月の都市計画審議会にて報告させていただき、その後、市議会へのご報告やパブリックコメントなどを通じて市民意見をいただき、10月には最終案として取りまとめることを予定しております。この最終案につきまして、11月の都市計画審議会でご審議をいただいた上で、12月の公表を目指していきます。

以上で都市計画マスタープラン等見直し検討部会についての報告を終わらせていただきます。

●岸本会長 前回の審議会におきまして、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都心再開発方針の三つの計画の見直しに当たりまして検討部会を設置することになりましたが、具体的にその体制やスケジュールが示されたということです。

今後は、検討部会において、まず議論を進めてさせていただきながら、本審議会にも情報提供をいただき、最終的には本審議会において意見聴取、または、再開発方針につきましては諮問案件として諮られた上で策定されるということになります。

このたびの検討部会に関してご意見等がございましたらお伺いいたします。

●伴委員 私から、大きく2点、問合せをさせていただきます。

その前に、前回の当審議会でのやり取りのおさらいをしたいと思います。

私は、地域住民や地権者、そして事業者など、主役というものがあがりながら、札幌市役所の積極的なリードが大事だと指摘をさせていただきましたし、本日いらっしゃる岸本会長や岸委員からは地域交流拠点において地域間格差が生じないように努めるべきであるというご示唆もいただいたと認識しております。

これについて、村瀬都市計画課長から、地域間のタイムラグ、格差がないようにという意味で、都市マスの改定、また、普段から地域間格差に配慮してまいりたいという内容の答弁があったところです。

また、17の地域交流拠点のうち、先行して四つがあって、残り13がまだございます。一方で、都心のまちづくりの境界エリアについては軸づくりやそれについての事業化がありますけれども、まだまだ足りないところがあると私は認識しております。

まちづくり戦略ビジョンや昭和46年からの長期総合計画の流れも大事でありますけれども、都市計画マスタープランはまちづくりや地域づくりの根底をつくっていくという極めて重要な作業だと思っています。そして、市民の興味もある内容ですので、2点ほどお問合せをさせていただきます。

私は、委員であり、市議会議員という立場もございますけれども、私の認識では、市議会に我々が委員として報告をするという職責にあるとは思っておりません。私としては原局の皆様方が市議会に報告すべきであると思っています。それは、議員も市民の方々の代表として声を挙げていく存在であるからです。

その上で、先ほどから出ている市民や住民というものが一体誰を指しているのかで、市民理解をきちんと得るというプロセスにおいて、市議会に対してどの段階でどの時点で報告をするかとなるわけですが、そうしたことが想定スケジュールの中には書かれておりません。

現段階で分かるものがあるのか、それとも、それは次回にお示しをされるのでしょうか。

検討は始まっていきます。ただ、いろいろな議員もいらっしゃいますので、丁寧な進め方をさせていただきよう、委員の一人として、市議として指摘をさせていただきますし、これについてお答えをいただきたいと思います。

それから、内容に触れるつもりは毛頭ございませんが、現都市マスにおいては地下のネットワークについては希薄であると私は認識しております。当時つくったもので、それが悪いとも言っていないけれども、現段階では希薄になっているということです。

先ほど、村瀬課長からは、ウォークブルということのほか、防災という点もあると思いますけれども、歩きやすく滞留しやすくなる空間という意味で地下ネットワークは極めて重要なものだという話がありました。私もそう思っていますので、今後の議論の中において、地下ネットワークについてしっかり議論、検討できるようなスタンスをしておいていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

●村瀬都市計画課長 まず、市議会への説明についてです。

この審議会の後、例えば、総務委員会などのメンバーに個別にこの計画のスケジュールや概要をお示しする予定です。まだ議論が始まっておりませんので、アウトプットになるようなものはお話しできないのですけれども、どう検討をしていくのかという概要については個別に説明していきたいと考えていたところです。

まず、今日、この審議会で、部会のメンバーを、そして、どう進めていくのかを報告した後に説明を開始しようと思っていたということです。

2点目の地下ネットワークについてです。

私も、季節性の観点からも地下の回遊性が非常に大事だと思っています。ただ、地下だけではなく、都心を含む回遊性、人の移動については地上も大事だと思っていますので、地上も地下も含めた全体的な検討ができればと思っています。

なお、ウォークブルについてはどのような考え方ができるか、今、政策企画部で検討しておりますので、そういったところとも連携しながら都市計画マスタープランに盛り込む内容を整理していきたいと思っています。

●伴委員 一言申し添えます。

市民と言いましてもたくさんいますし、札幌市民ではない方もひっくるめてのまちづくり、都市マスタープランということになるのでしょうかけれども、皆さん方が認識している市民というのは誰なのかとともに、今までにない視点も含め、丁寧に進めていただきたいということを強く要望させていただき、終わります。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●森田委員 これから部会が始まって、委員に検討していただき、内容を詰めていただくこととなりますので、今日は内容には触れませんが、私の委員としての思いを言わせていただきます。

都市計画、まちづくりというのは、経済やいろいろな尺度で都心を中心として考えるのでしょうかけれども、これからは人口減少が如実に出てきます。聞いたところによりますと、2040年には札幌市の人口の4割が高齢者になります。そのため、中心の活性化はもちろん大事ですし、国際的な魅力をアップしていくことも大事ですけれども、札幌市には10区あり、その中で、残念ながら、政策的に人口が減って高齢化が如実に現れるところも出てくると感じております。

そういうことについて今後の検討部会では皆様のお知恵をいただければと思いますし、全体的にバランスがいい札幌市になることが市民としての願いでありますので、ぜひ、そのことを私からお願いさせていただきます。

●岸本会長 設置される部会の部会長がどなたになるのかは部会を開催してから決められるということで、審議会の会長であるから部会長になるというわけではないのですが、少なくとも検討部会の委員になっているということから今のご意見を受け止めましたという意味で申し上げます。

検討する対象の中で、都市計画マスタープランで全体を見ていくと同時に、中心市街地もさることながら、人口が減っている特定の区や特定の地域ということではないのですが、札幌がこれから人口減少期に入って縮退していくとき、スマートシュリンクという言葉があるとおり、賢く縮退、撤退していき、緑豊かな、真に人口に合わせた気候等も考慮した上での札幌の将来像を考えていくに当たっての立地適正化計画ということで、今ご指摘をいただいた点を十分に踏まえながら、ただ、当然のことながら経済活動を失わせるわけにはいきませんので、札幌のあるべき姿について、中心部、周辺部、地域拠点と2層にも3層に分けて考えたいと思います。

このように多角的な視点を織り交ぜながら、非常に難しいかじ取りになってくるのですが、まずは選出された委員の中で原案を議論しまして、適宜、本審議会にご報告するとともに、法律上、諮問案件になっているものは同意を得るとなっていますので、丁寧な説明

を経て、委員にご理解をいただいて案を確定していきます。

同時に、市議会との関係やパブリックコメントも当然必要なことですが、まずは、検討部会としてのたたき台を作成し、その上で第一義的には本審議会へのご報告と諮問を行い、その上で、市民全体の誰でも、それから、市議会に対して、これは行政部局と市議会との関係になりますので、私が口を出すことではないのですが、適宜、そうした適正な手続を経て確定していきたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ほかにご質問等はございませんか。

●森田委員 そのように進行していただければ大変ありがたいと思います。

最後に、コンパクトな都市というものについてです。

僕の仲間にもまちを小さくするのだと勘違いする人がいるのです。でも、決して小さくするのではなく、いかに快適に、全体的に優しいまちにするのだということをお中にも伝えてほしいです。

これから人口が減っていきます。人口減は仕方がないと思うのですが、残念なのは、人がただ減るだけではなく、人材が減っていくということです。まちづくりや都市づくりを担う若い人たちも減っていくということで、それも大事な視点だと思いますので、ぜひ、そこについてもよろしくお願いいたします。

●岸本会長 部会のメンバーに選出された委員は今のご意見やご希望は受け取っているという理解の下で審議を進めていくという共通了解といたします。

●村瀬都市計画課長 今回の森田委員のコンパクトシティの考え方についてのご意見ですが、誤解のないように、内部充実を図っていく現状のエリアでの都市づくりだと皆さんに正しく理解していただき、賛同、協力していただけるような発信をしていきたいと思っております。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●能瀬委員 スケジュールについての確認です。

先ほどの課長のご説明では、審議会への報告は2月に予定されているということでした。逆に言うと、それまでの審議会ではこの話題は特に出ないという理解でした。ただ、今の岸本会長のお話を伺っていると、都度、何かしらのお話があるようにも受け取れ、どちらなのかがよく分からなくなりましたので、それについてお願いします。

2点目は、私が最初に思ったように2月まで何もないとした場合のことです。情報公開はホームページに資料や議事録などを都度出されるということですので、それを拝見する

ことは一市民としてできると思っているのですけれども、それに対して質問や意見をさせていただく機会はあるかです。

3点目は、オープンハウスについてです。先ほどちょっとだけご説明があったのですが、もう少し具体的にどんなことをお考えなのかを教えてくださいたいと思います。

●岸本会長 1点目と2点目につきましては私の発言がきっかけになっておりますので、私からお答えを申し上げます。

毎回の都市計画審議会において、その都度、その前に行われた部会の報告を行うという意味ではございません。といいますのは、一定のまとまりのある形で、ここまで議論されていますということは、適宜としか言いようがないのですけれども、ご報告をさせていただいたほうが良いと判断した場合には当然のことながらご報告します。ただ、これは検討部会の部会長の判断にもよります。

他方、毎回ご報告するとなりますと、まだ決まっていないことが出ることもあろうかと思えますし、それで議論の混乱を招いたり、今後の審議にブレーキがかかったりすることも、事の性質上、ないわけではありません。

私は適宜と申しましたけれども、それは我々で勝手に決めますという意味ではなく、常に本審議会への説明責任を負っている、その責任を果たすという意識を持ちますということです。場合によっては本審議会にご説明をするということが急遽起こることもなくはないのですけれども、毎回というわけではないということです。私の発言が誤解を招くような申し方であったとするならばと思い、補足説明をさせていただきました。

3点目についてご回答をお願いします。

●村瀬都市計画課長 議論の中で要素や方向性などの考え方がある程度見えてきた段階で、その考え方をパネルなどにまとめ、例えば、10区の区役所に順番に展示し、それと同時に見ていただいた方に説明や声かけをして意見をいただくということを考えております。

また、部会の後にホームページでアップしますけれども、それをご覧になっていただいて、個別にお話をいただいたり意見をいただいたりすることは構いませんし、逆に、いいアイデアがありましたらぜひいただきたいと考えております。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●欠委員 同じく、スケジュールについてです。

1月に骨子が出来上がってくるまではある程度お任せしていいと思うのですが、2月の骨子報告の段階で意見聴取を入れていただけないでしょうか。

意見を取り入れる、取り入れないは自由です。素案を考える段階で検討していただき、5月は素案が出来上がったものの報告がなされることとなります。でも、11月のところに

も意見聴取と書いていますが、最終案が出来上がるということですので、骨子報告の2月の段階で意見聴取を入れていただくことは可能でしょうか。

●村瀬都市計画課長 回答いたします。

こちらの表に書いてあるものは、都市計画マスタープランと立地適正化計画、再開発方針が最終的に計画になる段階で、法的な手続の中で意見聴取と諮問に分かれていますということ表現したものであります。

審議会からは、検討状況をご説明する際、このように説明した後に、こうした視点が必要だなど、様々なご意見が出てくると思います。それはお聞きし、可能なものは取り入れようと考えておりました、意見聴取と書いていないからといって話を聞かないということではございません。

法的な手続の中で区分しているということと理解していただければと思います。

●岸本会長 再開発方針の場合は、諮問して答申し、決を採らなければいけない対象になっているのです。でも、都市計画マスタープランと立地適正化計画については意見を聞くという言い方になっているから、その用語にのっとったということかと思えます。その前の実施報告などの場面でもご意見は拝聴するということが前提になっているという理解しておりますけれども、よろしいでしょうか。

●村瀬都市計画課長 そのとおりです。

●岸本会長 さらに、諮問の案件の場合は、今回もそうですけれども、諮問の前に事前説明がありますか。

●村瀬都市計画課長 そうです。

●岸本会長 そこで皆さんのご意見を拝聴する機会が確保されているということです。

ほかにご質問等はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 以上で本日予定の審議案件は全て終了いたしました。

全体を通してご質問等はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、事務局から連絡事項等がございましたらお願いします。

8. 閉 会

●事務局(村瀬都市計画課長) 委員の皆様、今期初めての審議会、大変お疲れさまでし

た。様々な意見をいただき、どうもありがとうございました。

事務局より連絡です。

次回の審議会は、7月9日火曜日、会場は本日と同じ札幌市役所本庁舎12階会議室を予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

時刻、案件数も含め、調整中として、別途ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして第126回札幌市都市計画審議会を終了いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

以 上

第126回札幌市都市計画審議会出席者

委員（21名出席）

阿部美子	市民
荒井勇雄	札幌市議会議員
石嶋芳臣	北海学園大学経営学部教授
遠藤達哉	北海道開発局開発監理部次長（代理出席 角谷昌樹）
欠政信	市民
かんの太一	札幌市議会議員
岸邦宏	北海道大学大学院工学研究院教授
岸本太樹	北海道大学大学院法学研究科教授
北村光一郎	札幌市議会議員
佐藤源五郎	札幌商工会議所住宅・不動産部会部会長
中尾英樹	北海道建設部まちづくり局長（代理出席 樺澤卓美）
長屋いずみ	札幌市議会議員
能瀬与志雄	市民
伴良隆	札幌市議会議員
福田菜々	北海道科学大学工学部准教授
森田久芳	市民
山田洋子	市民
横田香世	市民
和島正	北海道警察本部交通部長（代理出席 葛西直人）
渡部典大	北海道大学大学院工学研究院助教
わたなべ泰行	札幌市議会議員